

平成21年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 市民文化部(地区市民センター)
 四郷地区市民センター、河原田地区市民センター、桜地区市民センター、県地区市民センター
 (富洲原地区市民センター、羽津地区市民センターは事務局による事前調査のみ実施)
 3 監査実施期間 平成21年10月29日
 4 監査結果報告 平成22年2月1日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)支出事務について ア 請求書に日付の漏れているものが見受けられたが、請求日は支払いの基準日となるものであり、不備のない請求書の提出を求めるよう注意すること。 【注意事項】(桜地区市民センター)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>イ 納品書に日付が漏れているものが見受けられたが、納品書は履行確認のための証拠書類であるので、不備のない納品書の提出を求めるよう注意すること。 【注意事項】(河原田地区市民センター)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>ウ 夏休みエコ工作・ネイチャークラフト教室の講師報償金について、講師が交替していたにもかかわらず、支払先を変更せずに報償金を支払っていた事例が見受けられた。今後は従事した講師名を確認のうえ、支払うよう注意すること。 【注意事項】(桜地区市民センター)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>エ ガソリン代及び名刺代を消耗品費で支出していた事例が見受けられたが、適正な科目で支出するよう注意すること。 【注意事項】(県・富洲原・羽津地区市民センター)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>オ 新聞代の支出について、請求金額を超えて支出していた事例が見受けられた。過払い分については、所定の戻入手続きを行うとともに、今後は請求金額を確認のうえ、支払うよう注意すること。 【注意事項】(富洲原地区市民センター)</p>	(注意事項につき回答不要)

<p>カ パソコン教室や料理教室の講師等の招へいに要する経費について、報償費や委託料など、地区市民センターによって支出科目に相違が見受けられた。地方財務実務提要によれば、「講師に対する謝礼は報償費により支出するのが適当である」とされているので、今後、会計管理室とも協議のうえ、適正な支出科目で支出するよう注意すること。 【注意事項】(全地区市民センター共通)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>(2)収入事務について 地区市民センター会議室使用料については、地区市民センター使用料で収納すべきであるが、学校施設利用者負担金として収納していた。今後は歳入科目を確認のうえ、収納するよう注意すること。 【注意事項】(県地区市民センター)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>(3)現金等の管理について 駐車券(プリペイドカード)の管理について、受払簿に所属長の確認漏れが見受けられたので、定期的に所属長の確認を受けるよう注意すること。 【注意事項】(桜地区市民センター)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>(4)財産管理について 工作物台帳に登載されていない工作物が見受けられたので、工作物の増減のつど台帳を整理記録するとともに、定期的に財産(工作物)と台帳残高を照合するなど公有財産の適切な管理を行うよう改めること。 【是正改善事項】(桜地区市民センター)</p>	<p>【措置済】平成21年11月2日 市民生活課所管の財産について、台帳及び現場を確認のうえ、土地台帳、家屋台帳、工作物台帳、立木竹台帳等を増減が一目でわかるように整理し、新たに作成した。</p>
<p>(5)自動車運行日誌について 自動車運行日誌において、給油量の記載漏れが見受けられたので、四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程に基づき、運転者は燃料の使用状況を正確に記載し報告するよう改めること。 【是正改善事項】(県地区市民センター)</p>	<p>【措置済】平成21年10月30日 給油量については、給油後速やかに運行日誌に記載し、運行状況とともに、所属長の確認を行うよう全職員に周知し、徹底した。</p>
<p>同上 【是正改善事項】(四郷地区市民センター)</p>	<p>【措置済】平成21年10月30日 給油量については、給油後速やかに運行日誌に記載し、運行状況とともに、所属長の確認を行うよう全職員に周知し、徹底した。</p>

平成21年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 市民文化部(地区市民センター)
 四郷地区市民センター、河原田地区市民センター、桜地区市民センター、県地区市民センター
 (富洲原地区市民センター、羽津地区市民センターは事務局による事前調査のみ実施)
 3 監査実施期間 平成21年10月29日
 4 監査結果報告 平成22年2月1日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)耐火金庫内の整理整頓について 実地調査において、各地区市民センターで管理する耐火金庫の保管状況を確認したが、本来、金庫内で保管する必要がない書類や多数の使用済通帳等が雑然と保管されている状況が見受けられた。金庫内は、保管を要する物品に限り、整然と保管するとともに、保管内容が常時、即座に把握できるよう、保管物品リストなどを作成して金庫内に備えおき、適切に管理ができるような体制を検討すること。 また、自治会やサークルなどから一時的に預かる金品についても責任の所在を明確にするため、預かり簿を作成するなどその受払いを記録として残すよう検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年7月21日 金庫内で保管すべきものについては適正に仕分けした後、金庫内の整理整頓を徹底し、保管物品を常時把握するための保管物品リストを備えることとした。また、団体事務局などから一時的に金品を預かる場合は、各団体が管理する金庫に保管したものに限定し、その金庫を地区市民センターの耐火金庫で預かることとし、責任の所在を明確にするための預かり簿の作成についても全地区市民センターに指示し、今後は、実施状況について点検を行うこととした。</p>
<p>(2)預かり品の台帳管理について 各種サークル団体等が使用する物品を地区市民センターで預かり管理しているが、盗難・紛失等に対する責任の所在が不明確となっている。預かり品に対する管理責任の所在を文書等で明確に定めておくとともに、預かり品を台帳で管理することを検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年7月30日 各種サークル等が使用する物品は、原則預からないこととするよう働きかけていく。預からざるを得ない場合は、預かり簿の作成を指示した。</p>
<p>(3)団体事務局等が管理する現金・預金について 団体事務局及び各種団体が管理している現金や預金についても、公金と同様に適正な管理が求められる。内部牽制の観点から団体の会計担当や監事が定期的に残高確認を行うよう、会議の場で働きかけることを要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年7月30日 団体が管理している現金などについて、定期的な残高確認を行うなど適正な管理のためのチェック体制の充実を図るよう、会議の場などで働きかけていく。</p>

<p>(4)地域の特性を活かしたまちづくり事業について</p> <p>まちづくり事業について、活性化している地区と少し停滞している地区など活動に地域差が見受けられる。各種まちづくり事業の実施にあたっては、住民の学習要求を的確に把握し、歴史や自然環境など地域の特性に応じた個性あるまちづくり事業の企画に努めること。また、地域団体の自主自立の活動が継続していくよう、側面からの支援に一層努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成22年7月30日</p> <p>地域団体の協力を得ながら、また、全地区に配置された地域マネージャーが地域とのパイプ役として積極的にかかわることによって、地域課題・ニーズに即した講座が企画されるように努めていく。今後も、講座を通じて地域の人材発掘・育成を図り、地域団体が住民主体の地域社会づくりの受け皿になるよう努めていく。</p>
<p>(5)個人情報の管理について</p> <p>窓口業務は個人情報を多く取り扱う業務であるが、特に、電子情報については、技術の進歩により記録媒体が広がり、個人情報が容易に取り出せる状況にある。個人情報の保護の観点から記録媒体の取り扱いや管理に遺漏がないよう徹底すること。【努力要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成22年4月1日</p> <p>窓口業務における個人情報の取り扱いについては、所属長が承認した端末装置取扱者に従事させている。交付されるIDカードの管理においても、端末周辺や机上放置しない、担当業務以外の操作には使用しない、端末を離れるときにはオンライン画面も終了させるなど職員に周知しているが、記録媒体の取り扱いや管理に遺漏がないよう人事異動などによる体制の変更時に改めて周知徹底した。</p>